

# 令和 3 年度予算編成等における 政策評価の活用状況

政策評価の活用及び根拠法令	1
1. 主計局における活用状況	3
2. 主税局における活用状況	5
3. 関税局における活用状況	7
4. 理財局における活用状況	9

# 政策評価の活用及び根拠法令

## 〔政策評価の活用〕

政府は、政策評価の結果の取扱いについては、評価を行った行政機関が自らの政策に適切に反映させるほか、予算の作成や税制等に当たりその適切な活用を図るよう努めなければならないものとされている（政策評価法3条及び4条）

## 〔財務省における政策評価の活用〕

- (1) 財務省においても、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を図るよう努めることとされている（財務省 政策評価に関する基本計画）
  
- (2) 財務省は、各府省が行う政策評価を、具体的に次の分野で活用
  - ・ 予算編成過程において、概算要求時に評価書等を添付、活用
  - ・ 財政投融资計画において、財投要求時に評価書等を添付、活用
  - ・ 税制改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用  
租税特別措置については、総務省のガイドラインで定められている様式の評価書を添付
  - ・ 関税改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用
  
- (3) 財務省政策評価懇談会（3月）で、上記のそれぞれの活用状況について説明  
また、予算編成におけるPDCAサイクルの取組みは、予算案の国会提出時に財務省ウェブサイトに掲載

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律（抄）（平成 13 年 6 月 29 日法律第 86 号）

#### 第四条（政策評価の結果の取扱い）

政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。

- 政策評価に関する基本方針（抄）（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）  
（平成 19 年 3 月 30 日一部変更）  
（平成 22 年 5 月 25 日一部変更）  
（平成 27 年 3 月 24 日一部変更）  
（平成 29 年 7 月 28 日一部変更）

#### 7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。このため、各行政機関の実情に応じて、政策評価担当組織が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや当該結果の政策への反映を推進するとともに、予算、税制、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。また、政策評価と予算・決算、税制との連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるとものとする。総務省は、政策評価の結果の政策への反映に関し、各行政機関における取組を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

- 政策評価に関する基本計画（抄）（平成 30 年 3 月策定）  
（平成 31 年 3 月 28 日一部改正）

#### 第 8 章 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

##### 第 2 節 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）

財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を努めるものとする。

## 1. 主計局における活用状況

# 政策評価の結果の反映状況

各行政機関が行った政策評価の結果に基づき、個々の事務事業の必要性・有効性・効率性等について検証を行い、的確に反映。

## ◆ 主な反映事例

### 経済産業省

サイバーセキュリティ（うち、中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業） 【反映額：▲2億円】

#### <事業の概要>

「サイバーセキュリティお助け隊実証事業」（以下、「実証事業」という。）を実施し、各地域において地域の団体、セキュリティ企業、保険会社等がチームを組み、中小企業向けセキュリティ対策支援の仕組みの構築や、セキュリティ意識の向上を目的とした普及啓発等を実施する。

#### <政策評価結果のポイント>

##### 【達成しようとする目標及び実績】

3大都市圏を除く36道県において、SECURITY ACTION制度※において1つ星又は2つ星を取得した事業者の数

※中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

<目標> 令和4年度末時点：7.0万者  
（令和2年度末時点で4.8万者）

<実績> 令和元年度末：約4.0万者  
（令和2年11月末（暫定値）：約4.8万者）

##### 【政策評価結果のポイント】

中小企業のサイバーセキュリティ意識の向上について、SECURITY ACTION制度の1つ星又は2つ星の取得状況から一定程度進捗がみられると評価。

#### <予算への反映の方向性>

SECURITY ACTION制度の普及状況や、2年間の実証事業により民間における中小企業向けのセキュリティサービス（お助け隊サービス）の商用化が一部開始されていることを踏まえ、行政主体による実証・普及啓発から、民間主体による共助の取組等の後押しへと事業の転換を図る。

#### <具体的な反映内容>

実証事業については令和2年度で終了とする一方で、中小企業向けセキュリティサービスのブランド化※等により一定の基準を満たす中小企業向けのサービスの普及を促進するほか、地域のセキュリティ・コミュニティ形成支援（検討会、セミナー実施等）なども併せて実施することにより、引き続き中小企業のセキュリティ意識の一層の向上を図ることとした。

※一定の基準を満たすサービスに「サイバーセキュリティお助け隊」の商標を付与するスキームの構築。

### 防衛省

装備調達最適化（うち、護衛艦発電用ガスタービン機関の維持整備及び固定翼哨戒機（P-3C）の部品補給に係る包括契約） 【反映額：▲0.8億円】（契約ベース）

#### <事業の概要>

護衛艦発電用ガスタービン機関（M1A-35型）の維持整備及び固定翼哨戒機（P-3C）の部品補給（対象7品目）について、PBL※を活用した包括契約を行う。

※PBL（Performance-based logistics）

装備品等の補給、維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約又は製造請負契約、若しくは修理等の役務請負契約をその都度結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果に主眼を置いて包括的な業務範囲に対して長期的な契約を結ぶもの。

#### <政策評価結果のポイント>

##### 【達成しようとする目標及び実績】

<目標> PBLを活用した包括契約の拡大を含む維持整備効率化

<実績> PBLを活用した包括契約実施のための調査研究を行った。

##### 【政策評価結果のポイント】

ガスタービン機関の維持整備及び固定翼哨戒機（P-3C）の部品補給について、PBLを活用した包括契約を行うことで、効率化を推進する。

#### <予算への反映の方向性>

調査結果に基づき、PBLを活用した包括契約を行うことにより、効率化を図り、コストの低減を行う。

#### <具体的な反映内容>

ガスタービン機関の維持整備について、包括契約により、オーバーホール工期の短縮、整備所要部品の即応性及び部品供給のリードタイム等を向上させることで、契約額の縮減を図った。

また、固定翼哨戒機（P-3C）の機器修理及び部品調達について、包括契約により、毎年高騰する輸入部品を先行調達すること等で、契約額の縮減を図った。

（注）計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。

## 2. 主税局における活用状況

## 令和3年度税制改正における政策評価等の活用について

○ 租税特別措置の拡充・延長について要望を行う場合には、各省庁は、政策評価(事前評価)を行っている。総務省は、政策評価書の内容を点検し、「効果に関する分析・説明が不十分な評価書」等を公表している。

○ 財務省は、毎年度、法人税関係の租税特別措置の適用件数・適用金額・適用状況の偏りといった適用実態の調査を実施して「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を作成するものとされており、内閣は、当該報告書を国会に提出するものとされている。

⇒ 税制改正プロセスでは、総務省による政策評価の点検結果や、財務省の適用実態調査の結果を活用して、租税特別措置の必要性や政策効果を精査している。

令和3年度税制改正では、法人税関係租税特別措置(36項目)の見直しを行い、その大宗について、廃止または縮減を伴う見直しを行う。

### <廃止した事例>

#### ◆ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度

#### 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(抜粋) (令和2年11月 総務省行政評価局)

○ 当該措置により達成すべき目標や効果が具体的・客観的に説明されておらず、租税特別措置等の有効性が明らかにされていない。

《経産11》特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の延長

(法人税、法人住民税、法人事業税)

【措置の内容】 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)を認める制度

当該措置を講ずる趣旨の説明にとどまり、達成すべき目標が具体的・客観的に説明されていない。

当該措置によって目標がどこまで達成されるのか(効果)が具体的・客観的に説明されていない。

#### 達成目標

【評価書の記述】

中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。

【補足説明】

・達成すべき水準については、中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIを安定的に向上させることを目標としている。

・達成目標及び達成すべき時期は、本税制措置の延長後の期限である令和4年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。

#### 達成目標の将来の実現状況(効果)

【補足説明】

中小企業庁のアンケートによれば、本税制措置を利用して経営改善効果があったと答えた事業者84%に達しており、直接的な効果があったものと考えられる。また、本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録しているところ。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響下において、需要の冷え込みに備え、経営改善に取り組む事業者からの利用が見込まれる。

⇒ 総務省の指摘等を踏まえ、措置の必要性などの精査を行った上、期限の到来をもって廃止。

### 3. 関税局における活用状況



# 令和3年度関税改正における政策評価の活用

## 政策評価の活用

- 関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、各要望府省に対し、要望措置の必要性、要望措置による効果・妥当性等、政策の評価内容を記載した関税改正要望書の提出を求め、その内容を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っている。

## 具体的な事例

- 関税改正要望：2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル（以下、「NDC」）の基本税率の無税化〈経済産業省〉

### 政策評価の内容等

#### 《政策目的》

NDCの主な需要者である国内PEN（ポリエチレンナフタレート）樹脂メーカーの国際競争力の維持・強化及びPEN樹脂を利用した最終製品の製造コスト増加を抑制すること。

#### 《要望措置の必要性等》

- ・ NDCは石油化学製品であり、主にPEN樹脂の原料として使用されている。同樹脂は耐熱性や耐薬品性等に優れており、データ記録用テープ素材、医薬品用容器及び給食用食器等に使用されている。
- ・ NDCは、国内需要の全量を米国からの輸入に依存しているが、輸入時に3.1%の関税が課されている。また、近年、NDCの調達コストは年々増加しており、これによる最終製品への価格転嫁のおそれや、国内PEN樹脂メーカーの競争力が低下すること等が懸念される。

#### 《検討》

- ・ NDCは国内生産がなく、全量を海外より輸入しており、当該品目の関税による保護の必要性は低い。
- ・ 経済産業省の令和元年度政策評価「2-1 ものづくり」においては、「我が国製造業がグローバル競争に勝ち抜いていく上で必要な環境整備を実施」することとしている。本措置は、日本のPEN樹脂メーカーをはじめとするNDCユーザーの国際的な価格競争力の維持に有効であると評価できる。

### 検討結果

令和3年度関税改正において、NDC（2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル）に適用される関税（基本税率）を無税とすることとした。

## 4. 理財局における活用状況

# 令和3年度財政投融资計画編成 における政策評価の活用

要求の審査にあたり、各省庁・機関の政策評価を積極的に活用し、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から検証を行い、財政投融资計画に的確に反映。

## ◆ 主な活用事例

### 《株式会社日本政策投資銀行》

- 特定投資業務における出融資

#### <施策の概要>

- 我が国産業の重点課題と位置付けられているライフサイエンス産業等の競争力強化に資する出融資を行う。
- 地域企業等の回復・成長のための民間金融機関・ファンドによる取組の後押し・育成等に資する出融資を行う。

#### <要求省庁・機関における政策評価>

##### ① 政策的必要性

リスクマネーが十分に供給されていない我が国の現状を顧みると、ライフサイエンス産業等の競争力強化や地域企業等の回復・成長のための民間金融機関・ファンドによる取組の後押し・育成等に資する出融資を行うことには、政策的必要性が認められる。

##### ② 民業補完性

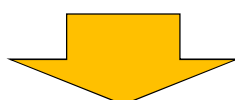
本施策は特定投資業務において行うこととしているが、特定投資業務は、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又奨励することが義務づけられており、民業補完性は確保されている。

##### ③ 有効性

これまでの特定投資業務の投資実績を見ると、同行の投資決定額7,172億円に対し民間資金40,421億円（投資決定ベース、令和元年度末時点）と民間資金が十分に活用されており、本施策においても民間資金への呼び水効果に十分留意して有効に実施してまいりたい。

##### ④ その他（財務の健全性への影響等）

令和元年度末時点における連結自己資本比率は、メガバンク等との対比においても十分な水準となっており、本施策の実施に当たっても財務の健全性は確保される見込み。



## <理財局における政策評価>

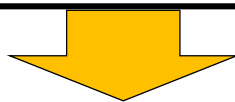
政策的必要性（①）については、特定投資業務による投資は企業の競争力強化や地域活性化に資する成長資金の供給促進を目的としており、「成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日）」等においても、同業務が民間リスクマネー供給等に貢献すると評価されている。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応という視点から策定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日）」等において創薬・バイオ分野の研究開発の推進を図るとされており、我が国の重点課題とされるライフサイエンス産業の競争力強化のために集中的な投資を行うにあたって、「DBJ イノベーション・ライフサイエンスファンド（仮称）」を設置するなど、特定投資業務の積極的な活用について政策的必要性が十分に認められる。

また、「成長戦略フォローアップ（同上）」において、特定投資業務等を活用し地域金融機関との共同投資を通じたノウハウの共有や人材育成を行うとされており、民間金融機関やファンドによる企業の事業構造改革や業態転換を図る取組を後押し・育成するために集中的な投資を行うにあたって、特定投資業務の積極的な活用について政策的必要性が十分に認められる。

民業補完性等（②、③）については、同行の支援基準において、民間事業者等との協調投資を原則とする旨が規定されており、これまでの投資実績を見ても、同行の投資決定額7,351億円に対し民間資金50,532億円（投資決定ベース、令和2年9月末時点）と民間資金が十分に活用されており、政策目的である呼び水効果の発揮も認められる。

財務への健全性への影響等（④）については、自己資本比率が主要金融機関との対比においても十分な水準となっていることに加え、これまで培われた審査・調査のノウハウを活用し、採算性や企業の償還能力等について厳正な審査を行っており、収益性は確保されている。



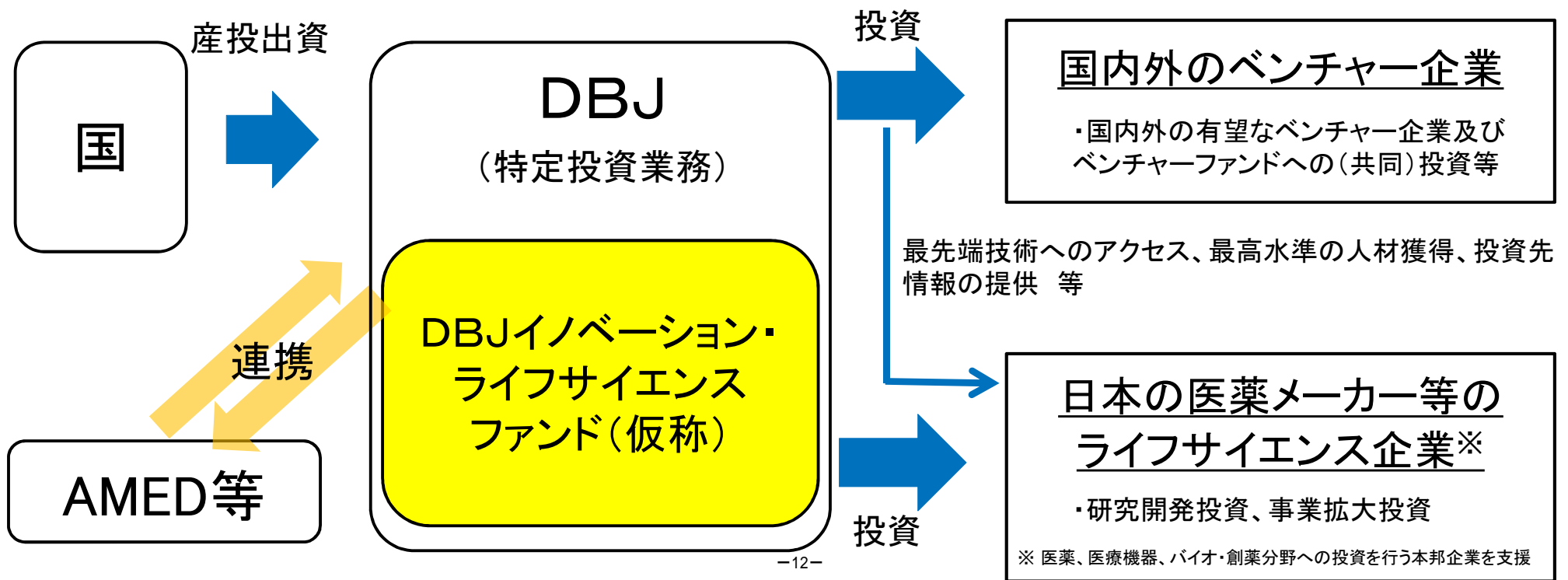
## <政策評価の結果>

特定投資業務については、政策的必要性・民業補完性・有効性が認められる業務であり、加えて、政府の方針を踏まえたライフサイエンス産業の競争力強化をはじめとする我が国産業の重点課題や、地域企業等の回復・成長のための民間金融機関・ファンド支援等への対応に注力していくことが重要であると考えられることから、これに必要な財源として、令和3年度の財政投融资を措置することとした。

# ライフサイエンス産業等の競争力強化(DBJ)

- ライフサイエンス産業(特に創薬・バイオ)の競争力強化は、経済財政運営と改革の基本方針2020や今般の経済対策においても、我が国産業の重点課題と位置付けられている。
  - DBJでは、これまでも、ヘルスケアを重点領域の一つに掲げ、我が国企業による海外創薬ベンチャー企業の買収等を支援してきたが、今後更に、以下の取組が重要。
    - ①日本企業を通じた国内外ベンチャーへの戦略投資と日本企業への橋渡し
    - ②日本の医薬品メーカー等のライフサイエンス企業の投資拡大の支援 等
- 特定投資に「DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド(仮称)」を設置し、日本医療研究開発機構(AMED)等とも連携しながら取り組む。

【3年度:産業投資 750億円(事業規模 3,000億円)】



## 地域企業等の回復・成長のための民間金融機関・ファンド支援(DBJ)

- ポスト／ウィズコロナ下で社会・経済構造が変化する中で、日本経済を再び力強い成長軌道に戻すには、企業の事業構造改革や業態転換のための投資を加速する必要。
- その際、コロナ禍では、幅広い業種・極めて多数の企業に影響が生じており、公的機関の対応にとどまらず、民間の金融機関やファンドが保有する資金・人材・ノウハウを動かしていくことが重要。

民間の金融機関・ファンドによる取組を後押し・育成するための資本性資金（出資等）を供給  
【3年度：産業投資最大 1,000億円（事業規模最大 4,000億円）】

